

改 正 後	現 行
<p><b>第2編（略）</b></p> <p><b>第3編（略）</b></p> <p><b>第4編（略）</b></p> <p><b>第5編 溪間・山腹工等</b></p>	<p><b>第2編（略）</b></p> <p><b>第3編（略）</b></p> <p><b>第4編（略）</b></p> <p><b>第5編 溪間・山腹工等</b></p>
<p><b>第1章～第4章（略）</b></p>	<p><b>第1章～第4章（略）</b></p>
<p><b>第5章 山腹工</b></p>	<p><b>第5章 山腹工</b></p>
<p>第1節～第7節（略）</p>	<p>第1節～第7節（略）</p>
<p>第8節 落石防護工</p>	<p>第8節 落石防護工</p>
<p>5-5-8-1～5-5-8-7（略）</p>	<p>5-5-8-1～5-5-8-7（略）</p>
<p><b>5-5-8-8 高エネルギー吸収型落石防護柵工</b></p>	<p>[新規]</p>
<p>1. 受注者は、支柱建て込み長の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員に提出しなければならない。</p>	
<p>2. 受注者は、支柱建て込みの施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。</p>	
<p>3. 受注者は、支柱建て込みの施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設定図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議をしなければならない。</p>	
<p>4. 受注者は、支柱建て込みの施工を行うにあたり、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。また、掘削中の土質が明らかに設計図書の土質と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>5. 受注者は、支柱建て込みの施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。</p>	
<p>6. 受注者は、支柱建て込みの施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、削孔時のスライムなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、支柱建て込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。</p>	
<p>7. 受注者は、支柱については、設計図書に基づき所定の高さに建て込み、転倒しないように固定しなければならない。</p>	

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和7年4月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>8. 受注者は、支柱と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたってモルタルを充填しなければならない。</p> <p>なお、充填するモルタルの重量比が設計図書に示されていない場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>9. 受注者は、ワイヤーロープ及び金網等の設置については、設計図書に基づき、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。</p> <p>第9節～第18節（略）</p> <p>第6章～第9章（略）</p> <p>第6編（略）</p>	<p>第9節～第18節（略）</p> <p>第6章～第9章（略）</p> <p>第6編（略）</p>